

個人情報保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度の対応について

1 条例改正の理由について

個人情報保護に関する法律（以下「個情法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）が改正され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入について規定の整備が行われた。

これに伴い、個人情報保護に関する基本方針が変更され、地方公共団体の個人情報保護条例について、これらの法改正の趣旨を踏まえ、特に行個法を参考としつつ、見直しを求める旨が明記されたことから、本市の個人情報保護条例についても、所要の改正を行う必要がある。

2 個人情報の定義の明確化について

(1) 法改正の概要

○ 改正後の個情法及び行個法では、「特定の個人を識別することができるもの」という従前の定義のほか、「個人識別符号」が含まれるものも個人情報であると明確に示された。

○ 行個法の改正後の「個人情報」の定義（第2条第2項）

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

- 「個人識別符号」は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則において、次のとおり規定されている。

- ・ 身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、符号、記号その他の符号
 - DNAを構成する塩基の配列
 - 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - 指紋又は掌紋
- ・ 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- ・ 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号
 - 国民健康保険の被保険者証
 - 後期高齢者医療制度の被保険者証
 - 介護保険の被保険者証
- ・ その他これらに準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
 - 健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号等

(2) 条例の現状

- 条例の現行の「個人情報」の定義（第2条第1号）

個人に関する情報（特定個人情報以外の個人に関する情報にあつては、法人その他の団体の役員としての氏名及び役職名を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(3) 検討課題

- 改正後の行個法を踏まえた条例上の個人情報の定義の見直し

(4) 市の対応

- 個人情報の定義を明確化することは個人情報を取り扱う市の実施機関及び個人情報の本人である住民等にもメリットがあると考えられることから、条例においても指紋、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、改正後の行個法に倣い個人識別符号を含めたものに改める。

3 要配慮個人情報に関する規定について

(1) 法改正の概要

- 個人情報及び行個人法では、センシティブ情報についての規定を設けていなかったが、改正により、「要配慮個人情報」として具体的な項目が規定された。
- 行個人法の「要配慮個人情報」の定義（第2条第4項）

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- 行個人法の条文において、規定された要配慮個人情報

①人種	人種、世系又は民族的若しくは種族的出身
②信条	個人の基本的なものの見方、考え方。思想と信仰の双方を含む。
③社会的身分	人が社会において継続的に占めている地位。職業的地位は含まない。
④病歴	病気に罹患した経歴
⑤犯罪の経歴	有罪判決が確定した事実
⑥犯罪により害を被った事実	犯罪の被害を受けた事実
その他政令で定める記述が含まれる個人情報	

- 政令で定める記述が含まれる要配慮個人情報

⑦身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があること
⑧医師等により行われた健康診断その他の検査の結果
⑨健康診断その他の検査の結果に基づき、医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
⑩被疑者又は被告人として、刑事事件に関する手続が行われたこと
⑪非行少年等として、少年の保護事件に関する手続が行われたこと

- 要配慮個人情報は、その他の個人情報と取扱いが異なる。

個人情報	・本人同意なしでは取得できない
行個人法	・保有しようとする際にあらかじめ総務大臣に通知する ・要配慮個人情報がある旨、個人情報ファイル簿に記載する

(2) 条例の現状

○ 条例の現行のセンシティブ情報に係る規定

(収集の制限)

第8条 (略)

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国若しくは県（以下「国等」という。）の機関の指示があるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。

- 条例では、思想、信条及び宗教という本人の内心の自由と深くかかわりのある情報と社会的差別の原因となる個人情報（いわゆるセンシティブ情報）については、その取り扱いに対する本人の不安感の程度が強いこと、及び不適正に取り扱われた場合における個人の権利利益を侵害する危険性が高いことから、原則として収集を禁止している。収集制限がかけられている情報（以下「収集制限情報」という。）の項目は、条例第8条第2項各号列記以外の部分本文に規定する4項目であるが、次の場合には例外的に取り扱うことができる。

【例外とされる場合】

1号 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき

法令等に根拠がある場合及び国等の機関からの指示で、実施機関に取扱義務がある場合

2号 本人の同意があるとき

本人が当該個人情報取扱事務の目的を承知し、実施機関が収集することについて、同意をしている場合

3号 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めて収集するとき

1号及び2号に該当しない場合で、審査会に諮問し、答申を得た上で、収集が必要であると実施機関が判断する場合

- 1号、2号又は3号に該当するとして収集制限を外し、センシティブ情報を収集している事務及びセンシティブ情報ではないとの判断により収集している事務は、別添参考資料1のとおり。

(3) 検討課題

- 「社会的差別の原因となる個人情報」の範囲の明確化
- 「収集制限情報」と「要配慮個人情報」の関係性の整理
- 現に収集している個人情報が、新たな収集制限情報に該当することとなった場合の事務への影響
- 要配慮個人情報の定義に伴う個人情報取扱事務届出事項の見直し

(4) 市の対応

- センシティブ情報を具体的に示し、その範囲の明確化を図るため、行個法に倣い要配慮個人情報の定義を設ける改正を行う。
なお、要配慮個人情報の項目は、行個法及び政令で定める11項目に社会的差別の原因となる個人情報と思われる項目を加えたものとし、条例及び規則にてこれらの項目を規定する。
- 収集制限情報の項目について、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として規定する要配慮個人情報の項目と異なる取り扱いをすることは適当ではないため、収集制限情報の項目を要配慮個人情報の項目と一致させる改正を行う。
- 要配慮個人情報に該当すると思われる個人情報の収集状況（別添参考資料1）によると、既にこれらの個人情報を収集制限情報として取り扱っていることから、現行の収集制限情報の項目を要配慮個人情報の項目に置き換えたとしても事務への影響はないと思われる。
なお、収集の根拠を「条例第8条第2項第1号」としている事務については、その妥当性を再確認することとする。
- 市が保有する個人情報に関しても、国と同様に要配慮個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図る必要性は変わらないため、改正後の行個法に倣い、個人情報取扱事務届出事項に要配慮個人情報の有無を記載する項目を加える改正を行う。

個人情報取扱事務一覧表

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の障害	思想・信条等	犯罪の経歴	犯罪被害事実	健康診断等の結果等		
1	総務部	総務課	人事係	職員採用事務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	・厚生労働省職業安定局長通知(平成17年11月4日付職高発第1104001号) ・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)第37条 ・労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条
2	総務部	秘書広報課	秘書室	叙勲及び県知事表彰				○			1: 第8条第2項第1号に該当	栄典関係事務提要(千葉県総務部総務課)
3	総務部	防災課	防災班	印西市災害時等要援護者名簿	○	○					2: 第8条第2項第2号に該当	申請書の情報が自治会、消防署等の第三者に提供及び使用されることの同意を得ているので、その前段の収集についても併せて同意を得ているとの運用をしている。
4	市民部	市民活動推進課	防犯対策係	犯罪被害者等の支援に関すること	○	○		○		○	1: 第8条第2項第1号に該当	印西市犯罪被害者等支援条例第15条、第16条
5	市民部	市民課	戸籍係	身分証明事務(禁治産、準禁治産、成年被後見人、被保佐人、破産者の名簿)						○	1: 第8条第2項第1号に該当	後見登記等に関する法律附則第2条
6	市民部	市民課	戸籍係	犯歴事務(犯罪人名簿)				○			1: 第8条第2項第1号に該当	「犯歴事務規程」(第3条・第4条・第7条・第8条) 「市長村長ヲシテ本籍人ノ犯罪人名簿ヲ整備シ及転籍者ニ関スル通知ヲ為サシムル件」(大正6年4月12日内務省訓令第1号)
7	市民部	市民税課	市民税係	個人市県民税・法人市民税の賦課事務		○					1: 第8条第2項第1号に該当	地方税法第314条の2第1項第6号
8	市民部	市民税課	税制係	軽自動車税の賦課事務		○					1: 第8条第2項第1号に該当	印西市税条例第90条
9	市民部	納税課	収納管理係、債権回収対策室	市税徴収事務		○					1: 第8条第2項第1号に該当	地方税法第2条
10	市民部	納税課	債権回収対策室	移管された債権の徴収事務		○					1: 第8条第2項第1号に該当	地方税法第2条
11	市民部	国保年金課	給付係	人間ドック及び脳ドック検査助成	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上で、市が当該個人情報を収集することについて、同意を得ている。
12	市民部	国保年金課	給付係	特定健康診査受診データ	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上で、市が当該個人情報を収集することについて、同意を得ている。
13	市民部	国保年金課	給付係	高額療養費	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の16
14	市民部	国保年金課	給付係	葬祭費	○						1: 第8条第2項第1号に該当	印西市国民健康保険条例施行規則第20条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
15	市民部	国保年金課	給付係	第三者行為(国民健康保険)	○						2: 第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上で、市が当該個人情報を収集することについて、同意を得ている。
16	市民部	国保年金課	給付係	療養費(国民健康保険)	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条
17	市民部	国保年金課	給付係	医療給付事務(国民健康保険)	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法第2条
18	市民部	国保年金課	給付係	特定疾病認定(国民健康保険)	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の13
19	市民部	国保年金課	給付係	限度額適用・標準負担額減額認定(国民健康保険)	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の14の2
20	市民部	国保年金課	高齢者 医療年金係	国民年金給付事務 (老齢・障害・遺族・寡婦年金、及び未支給、死亡一時金)	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	国民年金法第3条 国民年金施行令第1条2
21	市民部	国保年金課	高齢者 医療年金係	健康診査受診データ	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	高齢者の医療の確保に関する法律第125条 後期高齢者健康診査委託契約により受託
22	市民部	国保年金課	高齢者 医療年金係	人間ドック等受診データ	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上で、市が当該個人情報を収集することについて、同意を得ている。
23	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	介護認定申請の受付	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	介護保険法第27条第1項、第2項及び第3項
24	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	被保険者証、限度額適用認定証等の発行	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の13 国民健康保険法施行規則第27条の14の2
25	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	高額療養費・療養費の支給申請の受付	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の16
26	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	出産一時金・葬祭費の支給申請の受付	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第20条
27	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	人間ドック・脳ドック助成金の申請の受付	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上で、市が当該個人情報を収集することについて、同意を得ている。
28	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	高額療養費・療養費・葬祭費の支給申請の受付	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の16 印西市国民健康保険条例施行規則20条
29	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	被保険者証、限度額適用認定証等の発行	○						1: 第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の13 国民健康保険法施行規則第27条の14の2
30	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	国民年金給付の裁定請求の受付	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	国民年金法第3条 国民年金施行令第1条2
31	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	児童手当・子ども手当・児童扶養手当の請求、現況届等の受付		○					1: 第8条第2項第1号に該当	児童扶養手当法施行規則第1条第4号

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
32	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	保育園・学童クラブの入所申請の受付	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第24条第1項 印西市保育の利用に関する規則第3条 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例 第6条 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則 第3条第1項
33	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	ひとり親家庭医療費助成申請、償還申請の受付		○					1: 第8条第2項第1号に該当	印西市ひとり親家庭等医療等の助成に関する条例施行規則第8条第1項第6号
34	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	子育てヘルプサービス申請の受付						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
35	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	戦傷病者、戦没者遺族の援護に関する申請受付	○	○					1: 第8条第2項第1号に該当	戦傷病者特別援護法施行規則第1条
36	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	特定疾患見舞金申請、状況届、受給者証の写し等の受付	○						1: 第8条第2項第1号に該当	印西市特定疾患見舞金支給規則第4条第2項、第7条
37	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	障害者手帳(身体・知的・精神)の申請受付・交付	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条1項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
38	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	被保護者への保護費支給事務等の協力	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	生活保護法第28条、第29条
39	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	医療費助成事務		○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	印西市重度心身障害者の医療費に関する条例施行規則第4条第1項
40	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	印西市災害時等要援護者名簿	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請書の情報が自治会、消防署等の第三者に提供及び使用されることの同意を得ているので、その前段の収集についても併せて同意を得ているとの運用をしている。
41	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	民生委員推薦会事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
42	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	障害者総合支援法に基づく事務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第1項
43	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	更生指導台帳事務及び精神障害関係個人記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
44	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	個人市県民税・法人市民税申告書の受付		○					1: 第8条第2項第1号に該当	地方税法第314条の2第1項第6号
45	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	在宅福祉サービス事務	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
46	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	高齢者在宅福祉サービス事業に係る個人情報(福祉タクシー事業・緊急通報装置設置等サービス事業)	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第4条、印西市福祉タクシー事業実施要綱、印西市高齢者緊急通報装置設置等サービス事業実施規則

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
47	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	在宅高齢者福祉サービス事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第14条
48	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	各種手当事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 施行規則第1条
49	市民部	印旛支所 市民サービス課	市民福祉係	民生委員・児童委員見守りカード	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	民生委員法第14条
50	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	個人市県民税・法人市民税申告書の受付		○					1:第8条第2項第1号に該当	地方税法第314条の2第1項第6号
51	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	民生委員推薦会事務						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
52	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	民生委員・児童委員見守りカード	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	民生委員法第14条
53	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	印西市災害時等要援護者名簿	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	申請書の情報が自治会、消防署等の第三 者に提供及び使用されることの同意を得て いるので、その前段の収集についても併せ て同意を得ているとの運用をしている。
54	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	高齢者在宅福祉サービス事業に係る個人 情報(福祉タクシー事業・緊急通報装置設 置等サービス事業)	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第4条 印西市福祉タクシー事業実施要綱 印西市高齢者緊急通報装置設置等サー ビス事業実施規則
55	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	在宅高齢者福祉サービス事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第14条
56	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	介護予防事業申請の受付	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
57	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	介護認定申請の受付	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	介護保険法第27条第1項、第2項及び第 3項
58	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	被保険者証・特定疾病・限度額適用認定 証等の申請の受付	○						1:第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条の13 国民健康保険法施行規則第27条の14の2
59	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	高額療養費・療養費の支給申請の受付	○						1:第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条
60	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	出産一時金・葬祭費の支給申請の受付	○					○	1:第8条第2項第1号に該当	印西市国民健康保険条例施行規則第20 条
61	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	人間ドック等受検承認申請書・助成金交 付申請書の受付	○					○	2:第8条第2項第2号に該当	申請や申込みの際に制度の説明をした上 で、市が当該個人情報を収集することにつ いて、同意を得ている。
62	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	高額療養費・療養費・葬祭費の支給申請 の受付	○						1:第8条第2項第1号に該当	国民健康保険法施行規則第27条 印西市国民健康保険条例施行規則第20 条
63	市民部	本埜支所市民サー ビス課	市民福祉係	国民年金給付の裁定請求の受付	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	国民年金法第3条 国民年金施行令第1条2

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
64	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	児童扶養手当の請求、現況届等の受付		○					1:第8条第2項第1号に該当	児童扶養手当法施行規則第1条第4号
65	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	保育園・学童クラブの入所申請の受付	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第24条第1項 印西市保育の利用に関する規則第3条 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例 第6条 印西市立学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則 第3条第1項
66	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	ひとり親家庭医療費助成申請、償還申請の受付		○					1:第8条第2項第1号に該当	印西市ひとり親家庭等医療等の助成に関する条例施行規則第8条第1項第6号
67	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	子育てヘルプサービス申請の受付						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
68	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	戦傷病者援護事務	○	○					1:第8条第2項第1号に該当	戦傷病者特別援護法施行規則第1条
69	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	特定疾患見舞金支給事務	○						1:第8条第2項第1号に該当	印西市特定疾患見舞金支給規則第4条第2項、第7条
70	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	更生指導台帳事務及び精神障害関係個人記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条第1項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
71	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	医療費助成事務		○				○	1:第8条第2項第1号に該当	印西市重度心身障害者の医療費に関する条例施行規則第4条第1項
72	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	障害者総合支援法に基づく事務		○				○	1:第8条第2項第1号に該当	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第1項
73	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	各種手当・扶養年金事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条 千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則第2条第1項第3号
74	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	在宅福祉サービス事務	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
75	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	障害者手帳交付事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条第1項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
76	市民部	本埜支所市民サービス課	市民福祉係	生活保護業務(保護変更申請)	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	生活保護法第28条、第29条
77	環境経済部	環境保全課	指導係	印西市特定事業届出及び申請許認可事務				○			1:第8条第2項第1号に該当	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例第15条第1項第1号才及び力
78	健康福祉部	社会福祉課	厚生係	戦傷病者援護事務	○	○					1:第8条第2項第1号に該当	戦傷病者特別援護法施行規則第1条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
79	健康福祉部	社会福祉課	厚生係	民生委員推薦会事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
80	健康福祉部	社会福祉課	厚生係	表彰事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
81	健康福祉部	社会福祉課	保護係	生活保護業務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	生活保護法第28条、第29条
82	健康福祉部	社会福祉課	厚生係	民生委員・児童委員見守りカード	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	民生委員法第14条
83	健康福祉部	社会福祉課	保護係	中国残留邦人等の自立支援事務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項生活保護法第28条、第29条
84	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	高齢者在宅福祉サービス事業に係る個人情報(福祉タクシー事業・緊急通報装置設置等サービス事業)	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第4条 印西市福祉タクシー事業実施要綱 印西市高齢者緊急通報装置設置等サービス事業実施規則
85	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	在宅高齢者福祉サービス事務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第14条
86	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	敬老事業						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
87	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	印西地区SOSネットワーク事務		○					4: センシティブ情報とは考えていない	心身の障害を推知させる情報にすぎない。
88	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	介護予防事業	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
89	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	災害時要援護者情報	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	申請書の情報が自治会、消防署等の第三者に提供及び使用されることの同意を得ているので、その前段の収集についても併せて同意を得ているとの運用をしている。
90	健康福祉部	高齢者福祉課	生きがい支援係	老人保護措置事務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	老人福祉法第11条 印西市老人ホーム入所措置等実施要綱第7条
91	健康福祉部	高齢者福祉課	包括支援係	介護保険要支援認定受給者ファイル	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
92	健康福祉部	高齢者福祉課	包括支援係	高齢者総合相談支援、権利擁護事業	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	介護保険法第115条の45 地域支援事業実施要綱
93	健康福祉部	介護保険課	認定係	介護保険要支援及び要介護認定事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	介護保険法第27条第1項、第2項及び第3項
94	健康福祉部	介護保険課	認定係	介護保険要介護認定等受給者ファイル	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	介護保険法第27条第1項、第2項及び第3項
95	健康福祉部	介護保険課	給付係	介護保険給付事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	介護保険法第23条、法第202条
96	健康福祉部	介護保険課	給付係	介護相談員派遣事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項
97	健康福祉部	障がい福祉課	支援係	障害者手帳交付事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条1項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
98	健康福祉部	障がい福祉課	支援係	更生指導台帳事務及び精神障害関係個人記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	身体障害者福祉法第15条1項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項
99	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	医療費助成事務		○				○	1:第8条第2項第1号に該当	印西市重度心身障害者の医療費に関する条例施行規則第4条第1項
100	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	障害者総合支援法に基づく事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第1項
101	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	各種手当・扶養年金事務	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条 千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則第2条第1項第3号
102	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	在宅福祉サービス事務	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
103	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	福祉作業所に関する事務		○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
104	健康福祉部	障がい福祉課	給付係	災害時要援護者情報(障害者分)	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	申請書の情報が自治会、消防署等の第三者に提供及び使用されることの同意を得ているので、その前段の収集についても併せて同意を得ているとの運用をしている。
105	健康福祉部	子育て支援課	給付係	ひとり親家庭等医療費等助成事務		○					1:第8条第2項第1号に該当	印西市ひとり親家庭等医療等の助成に関する条例施行規則第8条第1項第6号
106	健康福祉部	子育て支援課	給付係	児童扶養手当給付事務		○					1:第8条第2項第1号に該当	児童扶養手当法施行規則第1条第4号
107	健康福祉部	子育て支援課	児童相談係	児童虐待防止に関すること	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項
108	健康福祉部	子育て支援課	支援係	子育てヘルプサービス事業						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
109	健康福祉部	子育て支援課	給付係	母子保健法に基づく養育医療費助成事業	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	母子保健法施行規則第9条第1項 厚生省児童家庭局長通知(昭和62年7月 31日児発668号)
110	健康福祉部	子育て支援課	児童相談係	養育支援訪問事業						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法施行規則第1条の6
111	健康福祉部	子育て支援課	支援係	子育て短期支援事業	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
112	健康福祉部	子育て支援課	支援係	利用者支援事業						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
113	健康福祉部	子育て支援課	支援係	配偶者等暴力被害者支援	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
114	健康福祉部	子育て支援課	給付係	印西市ひとり親家庭高等学校卒業程度認 定試験合格支援事業事務		○					2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
115	健康福祉部	子育て支援課	児童相談係	産後ケア事業	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
116	健康福祉部	子育て支援課 子ども発達セン ター	指導班	療育事業・発達事業	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第3条の3、第10条
117	健康福祉部	子育て支援課 子ども発達セン ター	指導班	相談事業	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第3条の3、第10条
118	健康福祉部	子育て支援課 子ども発達セン ター	指導班	療育事業	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第3条の3、第10条
119	健康福祉部	保育課	保育係	保育園入園児童管理システム						○	1: 第8条第2項第1号に該当	121の事務において収集した情報を当該 システムに入力している。
120	健康福祉部	保育課	保育係	栄養管理(アレルギー児の個人管理)	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基 準(昭和23年厚生省令第63号)第35条 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告 示第141号)
121	健康福祉部	保育課	保育係	保育園入園申込	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第24条第1項 印西市保育の利用に関する規則第3条
122	健康福祉部	保育課	管理係	放課後児童健全育成事業	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	印西市立学童クラブの設置及び管理に関 する条例 第6条 印西市立学童クラブの設置及び管理に関 する条例施行規則 第3条第1項
123	健康福祉部	保育課	保育係	病児・病後児保育事業	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉法第6条の3第13項 子ども・子育て支援法第59条第11号 印西市病児・病後児保育事業実施要綱第 8条、第9条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
124	健康福祉部	保育課	保育係	私立幼稚園の支給認定及び利用者負担額決定事務		○					1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第3号 印西市私立幼稚園の利用者負担額を定める規則第2条及び第3条 子ども・子育て支援法施行細則第3条
125	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	卒園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
126	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	退園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
127	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	在園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
128	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	園児の健康の記録	○						1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
129	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	指導計画・園日誌・保育日誌・時間外保育日誌	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
130	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	就学時に小学校に提出する個人の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	125から129までの事務において収集した情報をもとに該当記録を作成している。
131	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	正規職員、任期付職員、非常勤職員(履歴書・資格証明書・勤務状況)	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43、44条
132	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	日本スポーツ振興センター・災害報告書						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
133	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	一時預かり児に関する申込み及び記録	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
134	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	職員会議(行事・保育内容)、父母の会役員会	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
135	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	園児の尿検査の結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 学校保健安全法第13条
136	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	実習生依頼文・細菌検査結果						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
137	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	児童福祉行政監査自主点検・結果	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	125から135までの事務において収集した情報をもとに監査資料を作成している。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
138	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	健康チェック表、週間自己点検表、細菌検査結果						○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第4項
139	健康福祉部	保育課 木刈保育園	-	フローシート、コスモスファイル	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
140	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	卒園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
141	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	退園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
142	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	在園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
143	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	園児の健康の記録	○						1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
144	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	指導計画、園日誌、保育日誌、時間外保育日誌	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
145	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	就学時に小学校に提出する個人の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	140から144までの事務において収集した情報をもとに当該記録を作成している。
146	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	正規職員、任期付職員、非常勤職員(履歴書・資格証明書・勤務状況)	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、44条
147	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	日本スポーツ振興センター災害報告書						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
148	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	一時預かり児に関する申込書及び記録	○					○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
149	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	職員会議(行事・保育内容)、保護者の役員会	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
150	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	園児の尿検査の結果						○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 学校保健安全法第13条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
151	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	実習生依頼文・細菌検査結果						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
152	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	児童福祉行政監査自主点検・結果	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	140から150までの事務において収集した情報をもとに監査資料を作成している。
153	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	健康チェック表、週間自己点検表、細菌検査結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第4項
154	健康福祉部	保育課 内野保育園	-	フローシート、コスモスファイル	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
155	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	卒園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
156	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	退園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
157	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	在園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
158	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	園児の健康の記録	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
159	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	指導計画・園日誌・保育日誌、時間外保育日誌	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
160	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	就学時に小学校に提出する個人の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	155から159までの事務において収集した情報をもとに当該記録を作成している。
161	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	正規職員・任期付職員・非常勤職員	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、44条
162	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	日本スポーツ振興センター・災害報告書						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
163	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	一時預かり児に関する申込書及び記録	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
164	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	職員会議(行事・保育内容)、父母の会役員会	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
165	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	園児の尿検査の結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 学校保健安全法第13条
166	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	実習生依頼文、細菌検査結果						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
167	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	児童福祉行政監査自主点検・結果	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	155から165までの事務において収集した情報をもとに監査資料を作成している。
168	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	健康チェック表、週間自己点検表、細菌検査結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第4項
169	健康福祉部	保育課 高花保育園	-	フローシート、コスモスファイル	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
170	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	卒園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
171	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	退園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
172	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	在園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
173	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	園児の健康の記録	○						1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
174	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	指導計画、園日誌、保育日誌、時間外保育日誌	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
175	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	就学時に小学校に提出する個人の記録	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	170から174までの事務において収集した情報をもとに当該記録を作成している。
176	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	正規職員、任期付職員、非常勤職員	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、44条
177	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	日本スポーツ振興センター災害報告書						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
178	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	一時預かり児に関する申込書及び記録	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
179	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	職員会議(行事・保育内容)、父母の会役員会	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
180	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	園児の尿検査の結果						○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 学校保健安全法第13条
181	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	実習生依頼文、細菌検査結果						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
182	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	児童福祉行政監査自主点検・結果	○					○	1:第8条第2項第1号に該当	170から180までの事務において収集した情報をもとに監査資料を作成している。
183	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	健康チェック表、週間自己点検表、細菌検査結果						○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第4項
184	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	相談記録 (地域子育て支援拠点事業西の原保育園こあら)						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
185	健康福祉部	保育課 西の原保育園	-	フローシート、コスモスファイル	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
186	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	卒園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
187	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	退園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
188	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	在園児の入園に関する申込書及び成長の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	子ども・子育て支援法第20条第1項 印西市保育の利用に関する規則第8条第1項第2号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
189	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	園児の健康の記録	○						1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
190	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	指導計画、園日誌、保育日誌、時間外保育日誌	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
191	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	就学時に小学校に提出する個人の記録	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	186から190までの事務において収集した情報をもとに当該記録を作成している。
192	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	正規職員、任期付職員、非常勤職員	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、44条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
193	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	日本スポーツ振興センター災害報告書						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
194	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	一時預かり児に関する申込書及び記録	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
195	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	職員会議(行事・保育内容)	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条
196	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	園児の尿検査の結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項 学校保健安全法第13条
197	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	実習生依頼文、細菌検査結果						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
198	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	児童福祉行政監査自主点検・結果	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	186から196までの事務において収集した情報をもとに監査資料を作成している。
199	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	健康チェック表、週間自己点検表、細菌検査結果						○	1: 第8条第2項第1号に該当	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第4項
200	健康福祉部	保育課 もとの保育園	-	フローシート、コスモスファイル	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
201	健康福祉部	健康増進課	庶務係	非常勤職員任用事務		○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則第43条
202	健康福祉部	健康増進課	地域保健係	印西市健康生活コーディネート事業(小型IT機器活用)	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	事業の参加申込における本人からの聞き取りにおいて、病歴等をお伺いしていいか断りを入れた上で収集している。
203	健康福祉部	健康増進課	健康支援係	各種成人健(検)診業務	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	高齢者の医療の確保に関する法律20条 健康増進法9条
204	健康福祉部	健康増進課	健康支援係	訪問指導	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	健康増進法4条、17条
205	健康福祉部	健康増進課	健康支援係	健康教育	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	健康増進法4条、17条
206	健康福祉部	健康増進課	健康支援係	健康相談	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	健康増進法4条、17条
207	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	妊婦・新生児訪問	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	母子保健法11条、17条
208	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	各種乳幼児相談・健康診査	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	母子保健法12条
209	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	予防接種名簿		○					1: 第8条第2項第1号に該当	予防接種法5条
210	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	予防接種副反応報告	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	予防接種法15条
211	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	各予防接種予診票	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	予防接種法5条
212	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	母子カルテ	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	母子保健法14条
213	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	母子健康手帳交付台帳	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	母子保健法16条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
214	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	転入者用妊婦乳児一般健康診査受診票交付						○	1:第8条第2項第1号に該当	母子保健法12条
215	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	月別転入者実施状況届・紛失未接種届						○	1:第8条第2項第1号に該当	母子保健法10条
216	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	未熟児訪問	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	母子保健法19条
217	健康福祉部	健康増進課	母子保健係	転入者用予防接種・乳幼児健診実施状況届						○	1:第8条第2項第1号に該当	母子保健法10条、12条 予防接種法5条
218	健康福祉部	健康増進課	地域保健係	健康づくりセンター運営事業	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
219	議会	事務局	庶務係	本会議・委員会の欠席届						○	2:第8条第2項第2号に該当	自ら設けた制度であり、市が当該個人情報を収集することになることを了解している。
220	選挙管理委員会	事務局	選挙係	選挙権及び被選挙権停止該当者処理事務				○			1:第8条第2項第1号に該当	公職選挙法第11条第3項
221	農業委員会	事務局	総務係	農業委員及び農地利用最適化推進委員の管理				○			1:第8条第2項第1号に該当	農業委員会等に関する法律第8条第4項
222	教育委員会 教育部	学務課	学務係	全国市長会学校災害賠償補償保険	○	○				○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
223	教育委員会 教育部	学務課	学務係	学校職員人事	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条
224	教育委員会 教育部	学務課	学務係	特別支援教育奨学奨励費支給に関する事務		○					1:第8条第2項第1号に該当	印西市特別支援教育奨学奨励費支給規則第6条第1項
225	教育委員会 教育部	指導課	指導班	就学指導事務取り扱い	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	学校教育法施行規則32条の1
226	教育委員会 教育部	指導課	指導班	医療費支払請求書(災害報告書等添付書類)及び医療費支払通知書						○	1:第8条第2項第1号に該当	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令4条の1及び4条の2
227	教育委員会 教育部	指導課	指導班	障害見舞金支払請求書(障害報告書等添付書類)	○	○				○	1:第8条第2項第1号に該当	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令4条の1及び4条の2
228	教育委員会 教育部	指導課	指導班	非常勤職員(看護師、歯科衛生士)履歴						○	1:第8条第2項第1号に該当	学校保健安全法15条の1及び15条の2
229	教育委員会 教育部	指導課	指導班	就学時健康診断	○					○	1:第8条第2項第1号に該当	学校保健安全法施行令4条の1及び4条の2
230	教育委員会 教育部	指導課	指導班	幼児・児童・生徒の出席停止報告書	○						1:第8条第2項第1号に該当	学校保健安全法施行令7条
231	教育委員会 教育部	指導課	指導班	園児・児童・生徒の出席停止報告書	○						1:第8条第2項第1号に該当	学校保健安全法施行令7条
232	教育委員会 教育部	生涯学習課	推進係	社会教育主事講習						○	2:第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
233	教育委員会 教育部	生涯学習課	推進係	家庭教育指導員						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
234	教育委員会 教育部	スポーツ振興課	振興係	印西市松山下公園総合体育館トレーニングルーム利用者登録	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
235	教育委員会 教育部	教育センター	-	適応指導教室 通級状況報告書	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第12条、第13条
236	教育委員会 教育部	教育センター	-	適応指導教室 通級許可書及び確認書		○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第12条、第13条
237	教育委員会 教育部	教育センター	-	長期欠席児童生徒調査<長欠カルテ>	○	○				○	1: 第8条第2項第1号に該当	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第16条
238	教育委員会 教育部	教育センター	-	非常勤職員(適応指導教室指導員、教育相談員)履歴						○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条
239	教育委員会 教育部	教育センター	-	非常勤職員(学校司書)履歴						○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条
240	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	職員会議・カリキュラム会議	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	保護者に対し、会議の趣旨、子供の情報の必要性を説明した上で、了解のもと情報の提供を受けている。
241	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	園日誌・指導計画記録・出席簿・プール管理日誌	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	保護者に対し、書類の作成に子供の情報の必要性を説明した上で、了解のもと情報の提供を受けている。
242	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	履歴書・職員健康診断・勤務報告・非常勤職員勤務報告	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条
243	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	入園退園に関する申込及び成長の記録(入園願・退園願・在園証明書・園児生活調査表・保健調査票・幼児健康診断票)	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	印西市立幼稚園管理規則第19条1項、第21条
244	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	幼稚園幼児指導要録						○	1: 第8条第2項第1号に該当	240から243までの事務において収集した情報をもとに当該要録を作成している。
245	教育委員会 教育部	瀬戸幼稚園	-	日本スポーツ振興センター	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
246	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	職員会議	○	○				○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
247	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	園日誌・指導計画記録・出席簿・プール管理日誌	○					○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
248	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	履歴書・職員健康診断・勤務報告・非常勤職員勤務報告	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)第43条

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
249	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	入園、退園に関する申込および成長の記録(入園願・退園願・在園証明書・園児生活調査票・保健調査票・幼児健康診断票)	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	印西市立幼稚園管理規則第19条1項、第21条
250	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	幼稚園幼児指導要録						○	1: 第8条第2項第1号に該当	246から249までの事務において収集した情報をもとに当該要録を作成している。
251	教育委員会 教育部	もとの幼稚園	-	日本スポーツ振興センター						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
252	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		給食数変更届出事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
253	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		衛生事務						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)
254	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		細菌検査報告事務						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)
255	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		健康調査事務						○	4: センシティブ情報とは考えていない	保護者、見学者、業者などの訪問者の体調確認のため、熱、下痢等の症状を申告させている。単に個人の健康に関する情報である。
256	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		飲用牛乳の停止・供給事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
257	教育委員会 教育部	中央学校給食センター		学校給食食物アレルギー関係書類配布事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。
258	教育委員会 教育部	牧の原学校給食センター		健康診断書						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)
259	教育委員会 教育部	牧の原学校給食センター		細菌検査報告書(腸内細菌検査報告書)						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)
260	教育委員会 教育部	牧の原学校給食センター		健康調査表						○	4: センシティブ情報とは考えていない	保護者、見学者、業者などの訪問者の体調確認のため、熱、下痢等の症状を申告させている。単に個人の健康に関する情報である。
261	教育委員会 教育部	牧の原学校給食センター		衛生チェックリスト						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基準(平成21年3月31日文科科学省告示第64号)
262	教育委員会 教育部	牧の原学校給食センター		給食数変更届						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を収集することになる旨を伝え、了解を得ている。

	事務を所管する組織の名称			個人情報取扱事務の名称	取り扱っている個人情報の種類						個人情報の収集の根拠 (個人情報保護条例)	備考
	部等名	課等名	班等名		病歴	心身の 障害	思想・信 条等	犯罪の 経歴	犯罪被 害事実	健康診断等 の結果等		
263	教育委員会 教育部	牧の原学校給食セ ンター		学校給食食物アレルギー関係書類配布依 頼書						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
264	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		健康診断書	○					○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基 準(平成21年3月31日文科科学省告示 第64号)
265	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		細菌検査結果表						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基 準(平成21年3月31日文科科学省告示 第64号)
266	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		家庭教育学級						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基 準(平成21年3月31日文科科学省告示 第64号)
267	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		健康調査表						○	4: センシティブ情報とは考えていない	保護者、見学者、業者などの訪問者の体 調確認のため、熱、下痢等の症状を申告さ せている。単に個人の健康に関する情報 である。
268	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		個人別健康チェックリスト						○	1: 第8条第2項第1号に該当	学校給食法第9条、学校給食衛生管理基 準(平成21年3月31日文科科学省告示 第64号)
269	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		アレルギー依頼						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
270	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		給食数変更届出事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
271	教育委員会 教育部	印旛学校給食セン ター		飲用牛乳の停止・供給事務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
272	教育委員会 教育部	そうふけ公民館	指導班	主催事業業務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
273	教育委員会 教育部	中央駅前地域交 流館	指導班	主催事業業務						○	2: 第8条第2項第2号に該当	制度の説明において市が当該個人情報を 収集することになる旨を伝え、了解を得て いる。
274	教育委員会 教育部	大森図書館	庶務班	非常勤職員任用事務						○	1: 第8条第2項第1号に該当	労働安全衛生法第66条の3

他自治体における個人情報保護条例の改正内容

	定義	個人情報取扱事務届出	収集制限
千葉県	<p>一 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>ロ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>二 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>第七条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号等により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される行政文書を使用するもの（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）について、次の各号に掲げる事項を登録した登録簿を備え置いて、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>一 個人情報取扱事務の名称</p> <p>二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</p> <p>三 個人情報取扱事務の目的</p> <p>四 個人情報取扱事務に係る個人の類型</p> <p>五 前号の個人の類型ごとの次の事項</p> <p>イ 個人情報の項目</p> <p>ロ 個人情報を収集する理由</p> <p>ハ 個人情報の主な収集先</p> <p>ニ 個人情報の主な提供先</p> <p>六 その他実施機関が定める事項</p> <p>※条例は改正していないが、規則で定める登録簿の様式において、第5号イの「個人情報の項目」として「要配慮個人情報」が記載されている。</p>	<p>2 実施機関は、要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報及び千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づいて収集するとき。</p> <p>二 個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。</p> <p>三 審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。</p>
市川市	<p>(1) 個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</p>	<p>第8条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 業務の名称</p> <p>(2) 業務の目的</p> <p>(3) 業務の内容</p> <p>(4) 個人情報の対象者</p> <p>(5) 個人情報の内容</p> <p>(6) 個人情報管理責任者</p> <p>(7) 個人情報に要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p>	<p>2 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報の保管等をしてはならない。</p> <p>(1) 法令に特別の定めのあるとき。</p> <p>(2) 公益の実現を図るため、実施機関が市川市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。ただし、第24条第1項を除く。）の意見を聴いて認めたとき。</p>
野田市	<p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録さ</p>	<p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称</p>	<p>2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例、規則その他の規程（以下「法令等」という。）の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要がある</p>

	<p>れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>(2) 個人情報を取り扱う事務の名称</p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務の目的</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務の概要</p> <p>(5) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(6) 個人情報の収集項目</p> <p>(7) 個人情報の収集先</p> <p>(8) 第9条第1項ただし書の規定により個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先</p> <p>(9) 実施機関以外のものへの委託等の有無</p> <p>(10) 電子計算機結合の有無</p> <p>(11) 個人情報の保存期間</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>※条例は改正していないが、規則で定める登録簿の様式において、第6号の「個人情報の収集項目」として「要配慮個人情報」が記載されている。</p>	<p>と認めるとき。</p>
<p>成田市</p>	<p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</p>	<p>第6条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルを所管する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報の記録項目</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 個人情報の電子計算機処理の有無</p> <p>(8) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	<p>3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 事務の性質上必要不可欠な要配慮個人情報について、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で収集するとき。</p>
<p>浦安市</p>	<p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる</p>	<p>第9条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届出した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報ファイルの名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルを所管する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>(4) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報の記録項目</p> <p>(6) 個人情報の収集方法</p> <p>(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>2 実施機関は、要配慮個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第6条第1項において同じ。）を収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、又は浦安市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の当該目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 思想、信条及び信教に関する個人情報</p> <p>(2) 病歴、身体障がい等の身体に関する個人情報</p> <p>(3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>

	<p>こととなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>(8) 個人情報の電子計算機処理の有無</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>	
南房総市	<p>(2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の記録項目</p> <p>(4) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(5) 個人情報の収集先</p> <p>(6) 個人情報の電子計算機処理を行うときは、その旨</p> <p>(7) 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づくとき。</p> <p>(2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。</p>
君津市	<p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが</p>	<p>第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち規則で定めるもの(以下この条において「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p>

<p>できることとなるものを含む。)次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第18条の5及び第40条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>	<p>(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称</p> <p>(3) 個人情報の対象者の範囲</p> <p>(4) 個人情報の記録項目</p> <p>(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>(6) 個人情報の収集先</p> <p>(7) 個人情報管理責任者</p> <p>(8) 個人情報の電子計算機処理の有無</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項</p>		<p>(2) 実施機関が君津市個人情報保護制度審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で当該個人情報を収集することが事務の性質上、必要不可欠であると認められるとき。</p>
---	---	--	--

個人情報ファイル簿の例（このファイル・試験制度は実在しません。）

個人情報ファイルの名称	個人情報保護試験受験者ファイル	
行政機関の名称	総務省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政管理局情報公開・個人情報保護推進室	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護試験の実施及び合格者の選定のために利用する。	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 合否の別、9 合格順位、10 第一次試験得点、11 第二次試験得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成17年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からの受験申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	〇〇省〇〇局〇〇課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	3から7までの記録項目の内容については、個人情報保護試験実施規則（平成17年総務省令第〇号）の規定により、訂正請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号 （電算処理ファイル） 令第12条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	該当	
行政機関非識別加工情報の概要	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		

市

別紙

個人情報取扱事務届出事項（新規・変更）

開始又は変更年月日（ 年 月 日）

個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務の目的			
事務を所管する組織の名称			
保存期間	<input type="checkbox"/> 30年 <input type="checkbox"/> 20年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> ()年		
収集の対象となる者の範囲			
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 顔写真	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他 ()
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/> 心身の障害
	家庭の状況	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 親族関係
	生活の状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 銀行口座 <input type="checkbox"/> その他経歴 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> 団体加入
	思想、信条等	<input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 主義、主張
	その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	
個人情報の収集先及び収集の方法	収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体 () <input type="checkbox"/> その他 () 条例第8条第3項第 号に該当 () () 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第 号に該当 () ()	
	収集の方法		
経常的な目的外利用・提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 条例第9条第 号に該当 () <input type="checkbox"/> 実施機関内 () <input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 国、他の地方公共団体 () <input type="checkbox"/> その他 ()		
委託の状況	<input type="checkbox"/> 有 委託の内容 () <input type="checkbox"/> 無		
電子計算機処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機その他の情報機器の結合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考			